

令和 4 年 12 月

江南市議会総務委員会会議録

12月 7 日

江 南 市 議 会 総 務 委 員 会 会 議 録

令和4年12月7日〔水曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第77号 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

議案第78号 江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

議案第79号 江南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

議案第80号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第81号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

議案第82号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

議案第83号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第84号 江南市消防団条例の一部改正について

議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

行政視察報告書について

今年度の当委員会の研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長 田村徳周君

副委員長 東猴史紘君

委員 野下達哉君
委員 稲山明敏君
委員 伊藤吉弘君

委員 古池勝英君
委員 堀元君

欠席委員（0名）

委員外議員（5名）

議員 三輪陽子君
議員 片山裕之君
議員 長尾光春君

議員 大薮豊数君
議員 石原資泰君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼議事課長 石黒稔通君
主任 伊藤典子君

副主幹 前田昌彦君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

企画部長 阿部一郎君

総務部長 本多弘樹君

消防長 高島勝則君

秘書政策課長 平松幸夫君

秘書政策課主幹 田中元規君

秘書政策課副主幹 山口尚宏君

市民サービス課長兼消費生活センター所長

酒井博久君

市民サービス課主幹兼布袋ふれあい会館館長兼布袋支所長

長谷川 崇君

市民サービス課副主幹 駒田直人君

財政課長	安 達 則 行 君
財政課副主幹	大 池 慎 治 君
総務課長	今 枝 直 之 君
総務課副主幹	横 井 貴 司 君
消防総務課長	上 田 修 司 君
消防総務課主幹	村 上 祥 一 君
消防総務課副主幹	内 藤 克 利 君
消防署長	花 木 康 裕 君
消防署東分署長	上 村 和 義 君
消防署主幹	黒 谷 高 夫 君
消防署主幹	栢 本 忠 幸 君
消防署主幹	山 本 育 男 君

○委員長 皆様、おはようございます。

ただいまから総務委員会を開会いたします。

本日もお忙しいところ、皆様御参集いただきましてありがとうございます。よろしく願いいたします。

新型コロナウイルス感染拡大予防のため、マスクの着用をよろしく願いいたします。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る11月25日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただき、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第77号 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてをはじめ9議案の審査を行います。委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員からの発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で

発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第77号 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○委員長 最初に、議案第77号 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長 それでは、議案第77号につきまして御説明させていただきますので、議案書の32ページをお願いいたします。

令和4年議案第77号 江南市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてでございます。

次の33ページから35ページにかけて、条例（案）を掲げております。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

本会議でも本当にいろんな御意見というか、1人の方がいろんなことを聞かれたもんですから、聞くことがなくなってしまったんですけども、1点だけですね。第3条、手数料の額は無料とするということで、この辺のところがちょっと気になったもんですからお聞きさせていただきます。ちなみに江南市と同様に無料としている団体、有料としている団体、その辺のところのあれはわかりますか、自治体なんですけど。

○総務課長 情報公開に関する事務が通常業務を圧迫しているということから、コピー代などの実費徴収とは別に、1件当たりの手数料を徴収している自治体も全国的には一部で、あるように聞いております。

○伊藤委員 今あるということなもんですから、やはり公文書が、開示を受

ける方と受けない方、行政コストがかかっているものですから、ある程度は手間とか時間がかかっているものですから、やはりこれは行政コストの費用負担の公平性を考える上でも、やはり手数料の導入を少し検討していただくとありがたいかなあというふうに思っておりますけれども、答弁は要りません。要望ということですみません、よろしく申し上げます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時32分　休　憩

午前9時32分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第78号 江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○委員長　続いて、議案第78号 江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いいたします。

○総務課長　それでは、議案第78号につきまして御説明させていただきますので、議案書の36ページをお願いいたします。

令和4年議案第78号 江南市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてでございます。

次の37ページから41ページにかけて条例（案）を、42ページから44ページ

にかけまして新旧対照表を掲げてございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

審査会の委員は5人ということなんですけれども、こういった肩書の方がおられるのかを1点だけ教えてください。

○総務課長　江南短期大学の教授の方と元県職員の方、それから司法書士の方、弁護士の先生、それから江南厚生病院の事務部長の方ということで5名という構成になっております。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時35分　休憩

午前9時35分　開議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第79号 江南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等について

○委員長　続いて、議案第79号 江南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、議案第79号につきまして御説明を申し上げますので、議案書の45ページをお願いいたします。

令和4年議案第79号 江南市職員の定年等に関する条例等の一部改正等についてでございます。

次の46ページから66ページには、江南市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（案）を、次の67ページから124ページには、参考といたしまして新旧対照表を掲げております。補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　定年延長ということで非常にこれは難しくなってくるんですけども、主査級で延長されて定年までということなんですよね。そうすると、やはり職場の関係の上司がまた部下になるということで、いろんなあつれきが生じてくると思うんですけども、当然、逆に今のベテランの方が残るということでメリットも出てくるんですけども、例えば、対外的な今の区長との折衝とか、民生委員との折衝とか、そういう部署に持っていけばメリットになると思うんですけども、当然デメリットとメリットというのが多分考えてみえると思うんですけど、その辺りをちょっと教えてほしいです。

○秘書政策課長　定年延長のメリットとデメリットとちょっと難しい話になるんですけども、今現在、非常に行政課題というのが複雑化しておりますので、管理職から降任された職員の豊富な知識とか、これまでの経験というのを最大限活用できるように、その知識を継承するといったことがメリットなのかなあと考えております。

また、デメリットについては、先ほど伊藤委員も言われましたけれども、当然仕事としての立場が今度管理職から非管理職に変わるということになりますので、きちっと新たなモチベーションを持って職務に当たらなければならないものですから、その部分が非常に懸念されるということがございます。

○伊藤委員　令和6年度からは江南市総合計画の改訂もございますので、来年見直しを図られるということで、その辺りもしっかりと組織の見直しの中で、その議論をしっかりしていただきたいと思います。

それとあと一点なんですけれども、当然、今後は、数年間はいわゆる市役所もそうなんですけど、消防も保育士も退職者が少ないんですよ、その年代というのは。しかし、定年が65歳になると昭和43年生まれぐらいからだんだん退職者が増えてくるんですよ。一気に増えてくると思いますので、例えば退職手当基金への積立てなどをして急激な支出の増に備える必要が私はあると思うんですけれども、その辺の考えはどうでしょうか。

○秘書政策課長　伊藤委員言われますとおり、今現状としては若手職員、今現状はそれほど定年退職者というのは少ないものですから、今後を考えますと若手職員がかなり多くなってきておりますので、将来そういった方が退職するということになりますと、退職手当が非常に増大する可能性がございますので、そういったことを踏まえまして今後の積立てとか処分の方法というのを考えてまいりたいとは考えております。

○委員長　これをもって質疑を終結いたします。
暫時休憩します。

午前9時40分　休　憩

午前9時40分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第80号　江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第80号　江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長　議案第80号につきまして御説明を申し上げます。

議案書の125ページをお願いいたします。

令和4年議案第80号 江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。

126ページには、江南市土地開発基金の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（案）を、127ページには、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足の説明はございません。よろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけすみません。結構大きな面積を今度買い戻されるわけですけれども、残りの面積だけ教えてください。

○財政課長 残りの面積8,944.2平方メートルは、土地開発公社での管理地となります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 長尾議員から本件に関して委員外議員として発言がしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○長尾議員 ありがとうございます。

土地開発公社が持っている土地については、毎年9月の監査委員からの意見報告の中で、早期に利用用途に沿って使っていった減らしていくことという指摘が毎年されていると思うんですけれども、残りの土地の対応について、具体的にどのようにしていくつもりで考えられていますでしょうか。

○財政課長 残りの土地というところで、今後の処分の見込みに関しましては、前回の定例会のほうでの一般質問でも少しございましたけれども、今後の土地開発公社の存続も含めまして、土地の処分に関しては事業化がある程

度進んだ段階で議会とも相談させていただいているところでございます。

現状、今、事業用地として管理している土地8,900平米ということでございますけれども、土地開発公社といたしましては、この土地の有効活用ということで当然考えながら管理をしておりますけれども、現時点においては、その処分の見通しが立てていないというところがほとんどでございますので、今後議会ともよく御相談させていただきながら検討のほうはしてまいりたいというふうに認識してございますのでお願いいたします。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時45分　休　憩

午前9時45分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第81号　江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正について

○委員長　続いて、議案第81号　江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長　それでは、議案第81号につきまして御説明させていただきます

ので、議案書の128ページをお願いいたします。

令和4年議案第81号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正についてでございます。

次の129ページには条例（案）を、次の130ページから132ページにかけて新旧対照表を掲げてございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

○委員長 長尾議員から本件に関して委員外議員として発言がしたいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○長尾議員 すみません、度々。

教えていただきたいのは、この法律自体が改正されて今回金額改正になるんですけど、これって数年置きというか、何年か置きに定期的に行われている改定なのか、昨今の物価上昇に伴って今回行われたものなのか。どういう扱い、立てつけでこの法改正があったかというのをお聞きになっているか教えていただけますでしょうか。

○総務課長 改正の経緯でございますけれども、最近の物価の変動に鑑み、その公職選挙法の施行令のほうが限度額の引上げを行いましたので、同様に市議会議員及び市長の選挙に係る選挙自動車、選挙運動用ポスターの作成費用の限度額の改正を行うものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 49 分 休 憩

午前 9 時 49 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第82号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第82号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、議案第82号について御説明させていただきますので、議案書の133ページをお願いいたします。

令和4年議案第82号 江南市議会の議員及び江南市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてでございます。

次の134ページには条例（案）を、次の135ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げてございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前 9 時 50 分 休 憩

午前 9 時 50 分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第83号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正について

○消防長 すみません、議案第83号について御説明申し上げます前に、先日の救急出動時の遅延につきましては、大変申し訳なく、深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。今後はこのようなことがないよう、この事案を検証し、再発防止に努めてまいりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議案第83号につきまして、御審議よろしく願いいたします。

○委員長 続いて、議案第83号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、議案第83号について御説明申し上げますので、議案書の136ページをお願いいたします。

令和4年議案第83号 江南市職員の給与に関する条例の一部改正についてでございます。

137ページには、江南市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。138、139ページには、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

今回、救急救命士だけ手当を上げるわけですがけれども、ほかは150円で救急救命士だけ上げるということで、多分救急活動が大変だということで上げると言うんですけれども、そうした理由のもう少し細かい点と、あと金額ですね、どうしてこの金額にしたかという、その2点だけ教えてください。

○消防総務課長 救急救命士は、消防職員から救急救命士の資格を取得するために今は7か月研修に入って研修を受け、国家試験に合格して救急救命士となります。また、今は大学や専門学校等で資格を取得して入署している救急救命士もおります。

そんな中で、そういった非常に勉強とかしてきているわけで、さらにまた運用するに当たりまして、愛知県では資格取得後、さらに研修とか、あと自主的に講習会とかに参加して、知識の維持、技術の維持を続けております。そういったことをしておりますので、通常の救急隊員よりもストレスがあるというところと、あとは救急救命士のモチベーションを考えまして、救急救命士を250円とするというふうにいたしました。

また、金額ですけど、近隣の市町の状況を見ますと、尾張地区で見ますと大体平均で救急救命士は180円前後いただいております。そういったところから近隣との調整をいたしまして、今回250円といたしました理由となります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○野下委員 今御説明があつて、近隣市町では180円というふうに言われましてけれども、間違い。

○消防総務課長 申し訳ありません。近隣市町では救急救命士は平均で276円で、280円ぐらいです。

○野下委員 180円というのは、280円の間違いですね。分かりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

○委員長 長尾議員から本件に関して委員外議員として発言したいとの申出がありますが、会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、委員外議員として発言を許します。

○長尾議員 すみません、度々。

今回の条例改正は、特に国の法律とかに基づいて変えるものではないと見えていますが、今、近隣市町の280円、平均というところで250円と、結果的にはその平均値よりも低いのかなあということで、何が言いたいかという、もっと増額してはいかがかと言いたいわけであります。

そこで聞きたいのが、愛知県内で一番高額なこの手当を支給されている自治体と、その金額が分かれば教えてください。また、そこにした場合に、江南市として、例えば令和3年度の出動回数、実績から加味すると、例えば今もう250円で計算すれば出てくるかもしれないですけど、どれくらいの財政出動が増えるのかなあというところも併せてお聞かせいただけますでしょうか。

○委員長 暫時休憩します。

午前9時59分 休 憩

午前10時00分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○消防総務課長 申し訳ありませんでした。一番県内で高いのは、救急救命士出動1件に対して1,600円で、それを江南市の救急救命士の出動に当てはめると1,250万円の増額となります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔挙手する者なし〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時01分 休 憩

午前10時01分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第84号 江南市消防団条例の一部改正について

○委員長 続いて、議案第84号 江南市消防団条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 それでは、議案第84号について御説明申し上げますので、議案書の140ページをお願いいたします。

令和4年議案第84号 江南市消防団条例の一部改正についてでございます。

141ページには、江南市消防団条例の一部を改正する条例（案）を掲げてございます。142、143ページには、条例（案）の新旧対照表を掲げてございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○稲山委員 まず最初に、費用弁償のお金の金額の話なんですけれど、旧のほうで水火災その他の災害で2,300円ということで、警戒、訓練等が2,000円ということでありまして、実はこの2,300円、この300円を上げていただくのに非常に苦勞いたしまして、現在ここにお見えになります堀委員が市長のときをお願いをしまして、火災出動のときには普通の訓練と違うんだから多少なりとも値上げをしてほしいということをお願いして、こういった火災出動のときには300円上げていただいたという経緯がございますけれど、今回水火災その他の災害のときに時間を区切って金額が変更されておるということで、言ってみれば大幅な増額になったということで非常にうれしく思いますけれど、ここに至った経緯、以前は本当にこのお金を上げてもらうためにい

ろいろと苦勞した記憶がございますので、ここに至った経緯をまず教えていただきたいのと、それと、以前はこの出動1回に対して火災なんかですと、ある時間を超えると2回分だとかいった決まりがあったかと思えますけれど、今回6時間を超えるとときに8,000円ということで決まっておりますけれど、これはエンドレス的に続いていくのか。要は12時間を超えた場合はどうなるのかとか、24時間を超えた場合はどうなるのかとか、その辺の対応はどのようになっていくのかと、あともう一点、3つお聞きしましたけれど、このその他というやつ、これは点検だとかそういったものが含まれるのかなあと思うんですけど、その点、その他の分野のこの2,000円という、その金額の支払いの内容というのはどのようなものか、この3点だけお願いしたいんですけれど。

○消防総務課長　　まず今回の金額の改定ですが、国のほうから消防団員数が減少していることや災害が多発、激甚する中、消防団員の負担が増加しているということを踏まえまして、令和2年から消防団員の処遇等に関する検討会というのを設置いたしまして、報酬等の処遇改善、そして消防団に対する理解促進、幅広い住民の入団促進、平時の消防団活動の在り方、装備等の充実のこの5つについて取りまとめられました。その中で、消防団員の処遇の改善に向けて、今後必要な措置として取り組むべき事項や留意事項というのを非常勤消防団員の報酬等の基準で定められまして、各自治体はこれを踏まえて令和4年3月末日までに条例を改正し、令和4年4月1日から施行するようという通知がございました。その後、出動報酬等の性格、この辺がしっかりと明確化を図るため、国税庁と協議の上、非常勤消防団員の報酬等の基準等を一部改正ということが令和4年3月に改めてされましたので、今回の改正となりました。

それから、出動に関しまして、なぜ1日でなく1回かというところですが、非常勤消防団員の報酬は、原則として勤務日数に応じて支給されることになっております。そのため国の基準では日額で示されておりますが、本市においては、費用弁償として支給するため今回は出動1日でなく1回としました。

あと、この区分の中のその他の内容ですが、その他の部分は防火教室や防火広報などの火災予防啓発、あと観閲式や出初め式などの式典等、あと平常

時の活動は、おおむね2時間程度で開始時間と終了時間が分かっており、また災害と比べて危険性が低いことを勘案して2,000円といたしました。

○稲山委員　　今の答弁を聞いて2点ほどちょっとお聞きしたいんですけど、まず1点目の国からの通達で今回変わったんだよという話だったんですけど、その通達の仕方というのが私、あまりよく分からないので違っているかもしれないですけど、以前からも消防団員の報酬に関しては金額的にはもっと高い金額で、ちょっと金額は忘れたんですけど、それを基準として条例をするようにというふうにならざるを得ないと言われておったはずなんですけど、ただ江南市としては、この金額の条例でやっていますよという話がずっと続いておったというような記憶があるんですけど、今回国から通達されたという、この2,000円、4,000円、8,000円というのが、これが国の基準と今回は一致したのか。これは江南市独自の金額じゃなくて全国统一の金額なのかということと、それともう一点聞きたいのは、先ほどこの費用弁償の支払いが1日やと言われてたんですけど、ちょっと質問の仕方が悪かったか申し訳ございませんけれど、以前は1回出動して、ある時間を超えると2回出動したというふうで報酬が支払われておったと思うんですけど、要は朝の6時から行って次の日の朝の6時までに火災出動なんかで出ていく場合もあった場合、12時間か何時間かしらん超えると2回分の手当が出たという記憶があるんですけど、それはそれで時間で区切って出ておったという記憶があるんですけど、今回この8時間を超えるときに8,000円ということで、1回で1日だと言われるんですけど、2日にまたがった場合というのはどういう支払いをされるのか。要は、基本的には8時間を超えて、次の日になって12時間を超えた場合とか24時間を超えた場合、そういったときの支払いがエンドレス的にこの8時間を超える8,000円のみでの支払いになるのか。ごめんなさい、6時間を超えるときになるのか、その辺をちょっと今回の改正でどうなるのかだけ教えてほしいんですけど。

○消防総務課長　　1つ目の国からの通知のところですが、この通知は令和3年4月13日付で消防庁長官通知でありました。そのときに出動報酬の創設に伴いまして、出動報酬になりますと課税対象となりますので、その辺の対応が不透明な部分が多かったものですから、令和4年4月からの施行は見送ったというところなんです。その後、令和4年3月に改めて通知がありまして、

税制度、福祉制度の理解を深めて条例改正による影響を整理し、再度消防団員及び財政部局と協議を重ねて、今回令和5年4月1日の改正という形にしております。

引き続き、先ほどの6時間の問題ですけれど、消防団員の労務管理等を考えまして、基本的に8時間を超えることはないようにしようという考えでおります。

○稲山委員 だけど、災害のときにそんなことを言っとれへんでしょう、大体が。

○消防総務課長 その際には休憩等を取っていただきまして、改めてある程度休息を取った後、また活動をお願いするということで。

[発言する者あり]

○稲山委員 まあいいです。質問の仕方が悪かったと思って反省しています。すみません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけですね。

今回、本当に消防団員の方は正業をお持ちで仕事の途中でも駆けつけて、火災とかほかの災害もありますけれども、携わっていただけるのに本当にありがたいと思っております。この中でも、稲山委員とか堀委員の息子さんも消防団に入ってみえますので、その辺のところも本当にありがたいと思っております。

こうした中で、やはり一番問題なのは、今回の改正によって火災が発生して、出動してから次の解散まで、それが多分問題になってくると思うんです。常備消防の場合ですと火災出動、常時おりますので出動から帰ってきて解散までは決まっていますよね、同じ人間が出動して帰ってきます。また、後出の人間も、家におる人間が火災があつて署に詰めてきます。次に消防隊が帰ってきて、次に出動準備、呼吸器を洗ったり、例えば空気ボンベを詰めたりホースを詰めたりして、その時間が終わってから多分解散になるんですよね。そこまでの時間外手当がつくはずなんです。

今回問題なのは、消防団員は今まで1回2,300円と回数で決められていたんですけど、今度は時間なんですよね。時間ということは、消防団員は火災

現場に来るのがまちまちなんです。最初に車庫に行って車を持ってきて、例えば3人が持ってきて消している。その後に現場にまた消防団員が駆けつけてくる。30分とか、下手したら1時間後に駆けつけてくるか分かりません。その方の管理とかどうするかと。

また逆に、火災が鎮火してから、私は用事があって帰りますといった団員もいます。車庫に行って、また出動準備をしてホースを洗って、最後までやられている団員もおります。そうしたことから、時間がみんな一人一人まちまちなんですよね。その辺の管理というのは誰がされるのか。分団長がしっかりした紳士協定の下で時間をチェックして、自分でメモにして常備消防に報告するのか、その辺りをしっかりしていかないと、ちょうどこの時間が2時間とか、2時間を超えると細分化されていますので、その辺りはしっかり団幹部で協議していただいて、その辺のところをしっかりと煮詰めていかないと、また今後もめるおそれがありますので、その辺のところをしっかりと今どういった検討をされているのか、ちょっとその辺のことだけお聞きしたいです。

○消防総務課長 時間管理にありましては、現時点では消防団員が災害への出動から現場を引き揚げて車庫で片づけして、出動準備が整うところまでを想定をしております。そういった時間管理にありましては、非常に職員が確認に行くわけにもいきませんので、伊藤委員言われたとおり分団長や、あとその他の方たちに時間管理をしていただく必要があるかと思えます。その辺に関しましては、今後団幹部としっかりと協議して、こういった方向でいくというのを決めていきたいと思っております。

○伊藤委員 まだ決まっていないということなんですよね。今後団長とか、副団長とか、分団長とか、幹部会議の中でそれをしっかりと煮詰めて検討していくということだもんですから、その辺のところをしっかりと、多分常備消防は把握できんと思えますので、その辺のところは分団長にお任せして、本当にお互いの信頼関係でその辺りはしっかりと時間をやっぱり正式に出動してきた、現場に到着した時間と解散した時間の団員一人一人違いますので、その辺のところをやっぱりしっかりと分団長に報告していただくというのが一番私はベターだと思いますので、意見だけ述べておきます。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前10時19分 休 憩

午前10時19分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

企画部

総務部

消防本部

の所管に属する歳入歳出

会計管理者の補助組織

監査委員事務局

議会事務局

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、企画部、総務部、消防本部の所管に属する歳入歳出、会計管理者の補助組織、監査委員事務局、議会事務局の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、各課の人件費等に関わる説明は、補正予算の審査

の冒頭に秘書政策課が行い、その後、人件費等に関わる補正予算以外を各課ごとに歳入歳出一括でしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

最初に、企画部秘書政策課について審査をします。

補足説明がありましたらお願いします。

○秘書政策課長　それでは、議案書の275ページをお願いいたします。

令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）でございます。そのうち、総務委員会所管の人件費につきまして御説明をさせていただきますので、286ページ、287ページをお願いいたします。

上段の1款1項1目議会費から292ページ、293ページの下段、2款1項8目防災安全費を除きます、300ページ、301ページの上段、2款6項1目監査委員費の人件費等と各所管事業の共済費でございます。

次に、332ページ、333ページをお願いいたします。

9款1項1目消防総務費から3目消防署費の人件費等でございます。

次に、348ページから357ページには、人件費補正に関する給与費明細書を掲げております。

続きまして、別冊の令和4年度江南市12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の8ページから17ページには、人件費補正に関する支出科目ごとの給与費明細書を掲げております。

説明は以上でございます。補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑もないようでありますので、続いて市民サービス課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　市民サービス課所管の補正予算について御説明申し上げます。

議案書の280ページ、281ページの中段をお願いいたします。

歳入でございますが、15款2項1目総務費国庫補助金の2節戸籍住民基本台帳費補助金でございます。

次に、歳出でございますが、少しはねていただきまして、議案書の288ページ、289ページをお願いいたします。

秘書政策課から説明のありました人件費以外の補正予算につきましては、下段の2款1項3目市民生活費で、布袋ふれあい会館維持運営事業でございます。

ページをはねていただきまして、298ページ、299ページをお願いいたします。

2款3項1目戸籍住民基本台帳費で、個人番号カード関連事業と、その下の個人番号カード取得促進事業でございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

今回、10か所の郵便局で委託をお願いするということなんですけれども、これは分かっていたら聞くものなんですけれども、大体どのぐらいの人数が申請に訪れると見込んでいるわけですか。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　現在市内の携帯ショップにて国のほうが契約しまして、7店舗で申請サポートを実施しております。おおむねカウントはしっかりしておりませんが、大体平均しますと、10件から15件ぐらい毎日申請書のほうが市役所に来ますので、それを踏まえまして、大体30件ぐらいから50件程度ぐらいは見込まれているというふうには今考えております。

○伊藤委員　分かりました。

今回マイナンバーカードの申請の委託ということなんですけれども、今後なんですけれども、1つの私が思う感じは、今はコンビニ交付やいわゆるコンビニ収納などやっていますよね。コンビニ関係で、一応そういう関係でお願いしているものですから、コンビニでやっているのはいいんですけれども、コンビニでは代替できない業務も当然あると思うんですよね。その業務を今

回こういうふうに郵便局に委託したものですから、例えばそれを、ほかの業務を、コンビニではできない業務を郵便局に委託してやることは可能なんでしょうか。また、そうすると将来支所を廃止するようなきっかけにはなってくると思うんですけども、その辺りの考えはどうでしょうか。

- 市民サービス課長兼消費生活センター所長　　今コンビニのほうで行っていますのは、住民票並びに印鑑登録証明書のほうの発行、交付事務のほうを委託しております。ほかにできないものとしまして、例えば戸籍謄本、それから附票、独身証明等になります。こちらに関しましては、今年度スマート申請ということで10月から実施させていただきまして、郵送にてネット上から申し込んでいただいて、郵送でお返しするというサービスを今実施させていただいたところなんです。今回郵便局のほうに委託しますのは、マイナンバーカードの申請サポートということで、マイナンバーカードの申請をまずやっていただくということになりますので、そのほかの事業というところで、まだ郵便局のほうに委託していくというのは今のところ考えておりません。

また、支所に関しましてですけども、今のところスマート申請の事業に関しては布袋支所、それから郵便で戸籍等の申請があります郵送にての請求に関しては草井支所ということで、支所ごとに業務を分担しておりますものですから、それを支所をなくして本庁へ全て持ってくるという体制は、今スペース的に考えますと中がちょっと整理できていない状態ですので、今後そういうものがきちんと整理できた段階で考えていきたいと思っております。

- 伊藤委員　　実際、郵便局に依頼をしている自治体もまたあると聞いておりますので、そういったことも将来検討していただいて、支所の廃止、存続の議論の中にしっかりとそういうことも研究していただいて、なるべくコストがかからんような形で、委託もできますので、そうするとちょっと財政も、あまり支出も委託料だけで済みますので、そういうことも一応考えていってください。以上です。

- 委員長　　ほかに質疑はありませんか。

- 野下委員　　ちょっと聞きたいんですけど、関連してね。郵便局というのは市内の全ての郵便局でまず行うかということと、あと、これは多分4月からだと思うんですけど、こういうことをやりますよという周知はどういうふう

に市民の方にお伝えするのかと、4月かどうか分かりませんが、それも併せて、この2点お願いします。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　今回補正をお願いしております。実施に関しましては、1月中には実施していきたいと考えております。

周知に関しまして、本来ですと広報等で周知させていただくのが筋でございますけれども、タイミング的に広報記事が間に合わなければ、一旦まずはホームページ、LINE等で周知しまして、その後に広報記事ということで上げていきたいと考えております。市内の10局全てでやらせていただくことで今考えております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○稲山委員　　質疑というよりちょっと教えてほしいんですけど、マイナンバーカード、現在、今1階でも非常に混み合っていてやっておると思うんですけど、5年後に書換えが来ると思うんですけど、一気に今集約して申込みを国からいろんな手だてでやっておると思うんですけど、5年後に同じようなことが、要は書換え、当然5年後になってくると皆さんもう慣れられて、保険証やとか全部そういうのにひもづいちゃって、下手すると免許証にもひもづいてくるのかどうか分からんのやけど、物すごい混雑というか、そういった状況が非常に予想されると思うんですけど、それで免許証なんかだと、1か月ぐらいか何かしら前に書換えですよというような形ではがきか何かを送ってきて、それを持っていったりするんですけど、この5年後というのは、要はその書換えの期間というのは1か月なのか、ちょっと決まっておるのかどうか分かりませんが、その何か月ぐらい前から書換えがあって、その通達なんかはどうするのか。その辺のことというのは考えておられるのかどうかちょっと教えてほしいんですけど、ちょっとあまり議案とは関係ないかもしれんですけど、申し訳ございませんけど。

○市民サービス課長兼消費生活センター所長　　マイナンバーカードの有効期限ということでございますけれども、まずカード自体に関しまして、20歳以上の場合にはですけども、発行以降10回目の誕生日になります。20歳未満のいわゆるお子さん等になりますけれども、発行以降5回目の誕生日が来た段階でのカードの交換になります。5年後ともう一つありますのは、中に入っ

ているパスワードですね、そちらのほうは5年ということになりますので、5年後に1回大きな波が来るというのは稲山委員の言われるとおりにあるかと思えます。

そのとき、どこからどういう通知が来るかということですがけれども、いわゆる地方公共団体情報システム、J-LISと私たち申し上げていますけど、国の一つの団体になりますけど、そちらのほうはカードを作っておきまして、そちらのほうから遅くとも3か月前には通知が行くというふうになっております。

混雑という話ですがけれども、確かに今でも混んでおりまして、その関係で今回の補正予算で交付窓口のほうの拡充ということで、端末のほうを窓口1台増設、それから布袋のほうにも1台増設という形で、市役所と、布袋支所のほうでもできるという形に今させていただきたいと思っておりますので、今より若干混雑状況は下がってくると。また、5年後に関しましては、それを踏まえてさらに考えていかないといけないと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○稲山委員 結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、続いて総務部財政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○財政課長 議案第92号 令和4年度江南市一般会計補正予算（第11号）の財政課所管につきまして御説明をさせていただきます。

歳入でございます。

議案書の284ページ、285ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項1目1節基金繰入金で、江南市財政調整基金繰入金、江南市土地開発基金繰入金でございます。

続きまして、歳出でございます。

はねていただきまして、290ページ、291ページをお願いいたします。

中段の2款総務費、1項6目財政費、補正予算額はマイナスの615万4,000

円でございます。

内容につきましては、291ページの説明欄を御覧いただきますようお願いをいたします。

人件費を除きまして、決算関係事業、システム改修委託料で77万円でございます。

続きまして、別冊となります。

令和4年度江南市12月補正予算説明資料をお願いいたします。

説明資料の4ページでございます。

一般財源調、19款繰入金として江南市財政調整基金繰入金、江南市土地開発基金繰入金でございます。

説明は以上となります。補足の説明はございません。よろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員　1点だけです。

291ページの中段のやや下ですかね、決算関係事業のシステム改修委託料ということで見える化という、これはちょっとよく分からん言葉があるんですけども、それについてちょっとお聞きしたいんです。この見える化の調査を行われるということなんですけれども、現在市で実施しているこの地方の単独のソフト事業というのは、どのぐらいあるんでしょう。

○財政課長　単独事業といたしまして、詳細はごめんなさい、手持ちでございませんので全てお答えすることはできませんけれども、国のほうで主に上げられているのが、例えば子ども医療費の無料化、それから私立高等学校への無償化、こういったものに対して、各自治体が独自に行っている事業というところが今回の焦点に当たっている単独事業となっております。

ごめんなさい、ちょっと手持ちで、それ以外の詳細の部分につきましてはお答えのほうはちょっとできませんけれども、そういった独自に取り組まれている事業という内容でございます。

○伊藤委員　分かりました。

このシステム改修に対する財政措置というのはあるんでしょうか。

○財政課長　今回のシステム改修に伴う財政措置といたしましては、国の特別交付税ということで、対象経費の2分の1ということが算定される見込みとなっております。

○伊藤委員　分かりました。

あと1点ちょっと分からないことがあるんですけども、これは全国の地方自治体が実施する単独事業のデータを国が集計して何に活用する目的なんですかね、分かっていたらちょっと教えてほしいんですけども。

○財政課長　この地方財政の改革という観点で申し上げますと、これまで国のほうは基金の積立額の問題、それからトップランナー方式の導入、それからこの単独事業の見える化ということで、これまで大きく3点上げられておりました、各自治体においては決算状況の公表のほか、今、財務4表の公表、それから国において財政状況資料集の公表ということで、いろんなデータを一応市民の皆様に御説明するという責任の下に公表しているということでございます。

見える化事業につきましては、国の経済財政諮問会議のほうでも、こちらについては単独事業について、より詳細に示すべきだという御意見の下で、今回平成29年度決算部分から施行という形で執り行われていたものが、令和4年度決算から本格導入ということで、今回システム改修に至ったという経緯でございます。

この活用につきましては、現時点においては具体的には示されておられませんけれども、国のホームページとかでこの内容について公表されるものということで、各自治体においては、個別の事業について他市との比較ということが可能になるのであろうというところは一応示されているところでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、議案第92号の審査の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午前10時39分　休　憩

午前10時51分　開　議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

審査を続行します。

続いて、総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○総務課長 それでは、総務課の所管につきまして御説明させていただきますので、議案書の290、291ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の2款1項7目行政事務費で、人件費等以外といたしましては、次の292、293ページ上段の庁舎等維持運営事業でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防本部消防総務課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防総務課長 消防総務課所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

人件費補正を除く歳出について御説明申し上げますので、議案書の332ページ、333ページをお願いいたします。

上段にございます9款1項1目消防総務費、所管は消防総務課で747万7,000円の減額でございます。

内容につきましては、333ページの説明欄の中段をお願いいたします。

市有財産管理事業の消防庁舎等維持運営事業におきまして126万3,000円の補正をお願いするものです。

次に、その下にございます消防車両整備保全事業の消防車両整備保全事業（常備）におきまして45万6,000円の補正をお願いするものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしく申し上げます。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて消防署について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○消防署長 それでは、消防署所管の補正予算につきまして御説明申し上げます。

人件費を除く歳入歳出について御説明申し上げますので、議案書の332、333ページをお願いいたします。

332ページ下段にございます9款1項3目消防署費、所管は消防署で、内容につきましては335ページ、説明欄を御覧いただきますようお願い申し上げます。

中段やや上にごございます消防活動環境推進事業といたしまして23万円の増額補正をお願いするものでございます。

また、すぐその下、防火水槽震災対応化事業といたしまして551万8,000円の減額補正をお願いするもので、これに伴いまして、特定財源の南海トラフ地震等対策事業費補助金183万9,000円を減額補正するものでございます。

なお、補足説明はございません。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけです。

予防接種委託料23万円、この増額補正に至った経緯と、もう一つ増額補正、この23万円の理由ですね、その2点だけ教えてください。経緯と理由ですね。

○消防署長 今回23万円の増額という理由なんですけれども、令和4年中に4種類の抗体検査ですね、内容といたしましては、風疹、はしか、水ぼうそう、あとは流行性耳下腺炎というものの4種の抗体検査を行いました。本年7月にその検査を行った結果なんですけれども、受検者78人のうち63名がその4種類のいずれかの抗体というのがなかったものですから、それに対する接種を行うということでございます。早期に職員の、救急隊員の安全を図るという意味合いで今回補正に至ったものでございます。

23万円の理由といたしますのは、接種を受ける者が63名おりまして、それぞれ

れのワクチンの回数というのが細かく決まっておるんですけれども、そういったものを計算した結果、そういった金額になったもので、今回、その検査を行った後に実際の打つ者というものが分かりますので、そこで不足した23万円という形で補正をお願いするものでございます。

○委員長　ほかに質疑はありませんか。

○野下委員　その下の防火水槽震災対応化事業、これ委託料が減額になっていきますけど、これはどういうふうに理解したらよろしいですか、551万8,000円の減額。

○消防署長　防火水槽震災対応化事業といたしまして551万8,000円の減額という理由なんですけれども、こちらは今まで防火水槽の中にシートを入れた簡易耐震化といった事業を行ってございまして、それに一部不具合がございまして、不具合が起きた結果、今年度その事業を継続するというのが困難だということがございまして、新しい工法等も考えたんですけれども、今年度内にその新しい工法では間に合わないということがございまして、今回減額をお願いするものでございます。

〔発言する者あり〕

○委員長　発言は挙手にて。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時00分　休　憩

午前11時00分　開　議

○委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

行政視察報告書について

○委員長 次に、当委員会の行政視察報告書についてを議題とします。

報告書につきましては、タブレット端末に配信しておりますので御覧ください。

去る10月31日から11月2日まで、神奈川県川崎市、神奈川県横浜市、神奈川県藤沢市、神奈川県茅ヶ崎市を行政視察していただいた報告書について、皆さんの御意見を委員会の所感として報告書に反映させたいと思います。

何か御意見等ございませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 意見もないようでありますので、委員の意見をつけずに今定例会において提出いたしますのでよろしく願いいたします。

今年度の当委員会の研修会について

○委員長 続きまして、今年度の当委員会の研修会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

講師につきましては、愛知学院大学総合政策学部総合政策学科教授の森

正氏、研修テーマにつきましては二代表制について、日程につきましては令和5年1月30日月曜日、午前10時から午前11時30分としたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、今年度の当委員会の研修会は、愛知学院大学総合政策学部総合政策学科教授の森 正氏をお招きして、令和5年1月30日月曜日、午前10時から午前11時30分とすることに決定いたし

ました。

なお、詳細につきましては正・副委員長に御一任いただきたいと思います。

市民と議会との意見交換会について

○委員長 次に、市民と議会との意見交換会についてを議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、内容等につきましては正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから検討した結果を本日御報告させていただきます。

日程につきましては、令和5年2月2日木曜日、午前10時から午前11時30分、場所につきましては、江南市役所第2委員会室、意見交換をさせていただく団体につきましては、江南市立保育園保護者連合会、テーマにつきましては、保育園の統廃合についてとしたいと思います。

このような内容で進めていきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、当委員会の意見交換会は、令和5年2月2日木曜日、午前10時から午前11時30分に江南市立保育園保護者連合会と、テーマは保育園の統廃合について意見交換することに決定いたしました。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議し、決定していきたいと思いますがよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議もないようでありますので、それではそのようにさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思いますのでよろしく願いいたします。

以上で、本日の委員会の議題は全て終了いたしました。皆様お忙しいところ、御参集いただきありがとうございます。おかげさまでスムーズに議案審査できました。皆様、御協力ありがとうございます。

以上で総務委員会を閉会いたします。

午前11時06分 閉 会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

総務委員長 田村徳周